

## 共通－第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

### 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	「障がい児のための音楽ワークショップ」運営業務
発注課	市) 文化部文化振興課
選定事業者	公益財団法人 札幌市芸術文化財団

#### 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本業務は、障がいのある子どもたちに向けた音楽ワークショップを札幌コンサートホールKitara（以下、キタラ）において実施し、本格的な文化芸術体験の機会を創出することで、障がいのある子どもたちの豊かな感性や創造性を育むとともに、音楽文化の普及振興を図るものである。

本業務においては、聴覚障がい、肢体不自由、知的障がいなどの障がいのある、市内特別支援学校や特別支援学級に通う小学生を対象としており、車椅子を常用する児童も参加が見込まれることから、客席のほか、大ホールステージ上での実施を想定している。特にステージ上でのワークショップの実施は、キタラにおいては特殊な実施形態であることから、受託者においては、施設の入口からステージ通用口までの児童の誘導や、災害等緊急時の避難経路の確保などのため、施設の構造を熟知している必要がある。

また、重度の障がいのある児童の参加も想定され、ワークショップ実施中にも、必要に応じて救護室を案内する等、柔軟な救護体制が必要である。

さらに、ワークショップ内容の検討に当たっては、障がい児に向けた効果的なプログラムを構築するため、障がい児に向けた音楽イベントに関する知見を有している必要がある。

この度選定事業者とする（公財）札幌市芸術文化財団（以下、財団）は、札幌市の指定管理者として、キタラを管理運営しており、当該施設の特徴を熟知する唯一の団体である。

また、「Kitaraファースト・コンサート」や令和5年度の「障がい児向け音楽ワークショップ」の実施実績があり、救護対応等をはじめ、施設へ障がい児を迎えるに当たっての豊富な経験を持ち、受入体制が整っていると言える。

加えて、財団は令和3年度に実施した「障がい者向け文化芸術体験事業調査検討業務」の受託者であり、他都市における先進事例調査や特別支援学校等へのアンケート調査などを通して、障がい児向けの音楽イベントにかかる確かな知識を有している。

以上のことから、当該事業を効果的かつ安定的に実施できる事業者は財団において他にいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号